

鎌倉市における史跡指定同意取得に関する不適切な事務処理について

1 事実の概要

国指定史跡の追加指定 3 件（平成 19 年 2 月：史跡淨光明寺境内・じょうこうみょうじ けいだい
冷泉為相墓、平成 19 年 7 月：史跡化粧坂、史跡朝夷奈切通）に際し、
史跡指定事務を担当している鎌倉市職員が、指定のための必要書類である
「土地所有者の同意書」を偽造したことが判明。鎌倉市及び神奈川県にお
いては 12 月 6 日にこの事実を公表したところ。

同意書の偽造が行われたのは、3 史跡合わせて 16 件（国有地〔関東財務
局所管〕1 件、民有地 9 件、鎌倉市有地 6 件）。中には、口頭で同意を得て
いたにも関わらず、同意書を偽造したケースもあった。

また、これらの史跡指定に際して、文部科学大臣から市教育委員会経由
で土地所有者に届けるべき通知のうち 8 件が、実際には土地所有者に到
達していない模様である等、その他にも不適切な事務処理が行われている。

これら 3 つの史跡については、世界遺産暫定一覧表に平成 4 年に掲載さ
れ、早期推薦を目指している「古都鎌倉の寺院・神社ほか」の構成資産候
補であり、世界遺産登録に向けた条件整備のために、史跡の追加指定が進
められてきたところである。

当該職員は、神奈川県より鎌倉市の「世界遺産登録推進担当」（市長部局）
に派遣された職員であり、市教育委員会の補助執行事務として、これらの
史跡指定関連事務も担当していたものである。

鎌倉市による当該職員への事情聴取によると、大半は同意がとれる見通
しであったものの、事務を怠ってしまい、文書偽造に及んだとのこと。

2 対応状況

11 月 27 日、鎌倉市教育長・世界遺産推進担当部長、神奈川県教育委員
会教育政策担当部長が来庁の上、判明した事実について報告。12 月 6 日
に鎌倉市、神奈川県において公表。

なお、鎌倉市は、12 月 14 日、当該職員について、鎌倉警察署に公文書
偽造等の告訴・告発を行ったところ。また、当該職員の処分については、
鎌倉市、神奈川県双方において検討中のこと。

文化庁では、鎌倉市・神奈川県に対し、今回の事件が生じた原因等につ
いて徹底調査を行い、今後、二度とこのようなことが生じないよう、最善
の対策を講じるよう指導するとともに、各都道府県教育委員会に対し、文
化財保護に関する行政事務の一層の適正化を図るよう通知を発出した。

また、世界遺産暫定一覧表掲載の文化遺産を有する関係地方公共団体に
対しても、適切な事務を行うよう十分周知していく。

世界遺産登録めざす鎌倉市

12/6(木)
日経(朝)

地権者同意書偽造か 県職員

岡八幡宮など計「十四カ所。同市などは史跡指定の範囲を広げる追加指定の手続きを進めており、職員は地権者の同意書を集めている。

鶴岡八幡宮などの歴史的遺産を「武家の古都・鎌倉」として世界遺産登録を目指している神奈川県鎌倉市で、県から同市に派遣された三十代の男性職員が登録に必要な地権者の同意書を偽造している疑いがあることが五日、関係者の話で分かった。

神奈川県警も同日までに公文書偽造の疑いで捜査を始めた。
鎌倉市や横浜市、神奈川県などは七月、推進会議を設置。二〇〇八年度中に国に対し世界遺産登録の推薦を要請するとしている。

職員は鎌倉市などの調査に対し、「事務手続きが煩わしく、同意書を偽造した」と事実関係を認めているといつ。偽造した疑いのある同意書は公

有地、私有地合わせて十数通に上るという。鎌倉市によると、世界遺産に登録されることは、文化財保護法に基づく国指定史跡になっている必

要がある。史跡指定はすべての地権者の同意を得た上で文化庁に申請する。

鎌倉市などが登録のため候補としているのは鶴

世界遺産登録めざす鎌倉

12/6 翁(4)
10面

地権者の同意書偽造

「武家の古都・鎌倉」として世界遺産登録を目指している神奈川県鎌倉市で、県から市に派遣されている担当職員(三)が市内の文化遺産について市の史跡指定を受けるため、地主の承諾を得ないものも含め、勝手に同意申請した疑いが持たれている。この職員は市の調査に対し、「申請時期に

「淨光明寺」の市内三カ所の史跡に関連した土地の追加指定を申請する際に、地主の承諾を得ないと偽造を認めていたと偽造が発覚した。浜財務事務所が市に抗議、同意書偽造が発覚した。

関連する土地は民有地のほか、市や国の所有地もあった。一部に財務省

関東財務局が所管する國有地が含まれていたために申請する必要がある。

そのためには、地権者すべての同意を得た上で文化庁

夏発足した「鎌倉世界遺産推進協議会」(会長・

養老孟司・東大名誉教授)を中心としたPR活動を展開している。

この職員は二〇〇四年に県から同市に派遣され、世界遺産登録と文化遺産についての事務を担当。昨夏、「朝夷祭切通(あさひなきりどおし)」「仮耕坂切通(けわいざかさのびおじ)」

職員認める

鎌倉は、一九九二年に世界遺産登録候補となる国際評定リストに登載されたが、京都、奈良に続き、後続組の登録が次々実現するなか、取り残された形になっている。

このため市は、県などと合同で大規模な発掘調査を進めるなどして、国指定史跡や指定文化財への格上げ・拡大を目指している。市民団体も、昨夏発足した「鎌倉世界遺産推進協議会」(会長・

養老孟司・東大名誉教授)を中心としたPR活動を展開している。

鎌倉市職員

12/1
神奈川
(1面)

世界遺産登録で偽造

地権者同意書 提出期限迫り

地権者は財務省関東財務

世界遺産委員会に提出す
る推薦書の原案を作成し
てある。

鎌倉市は六日、世界遺
産登録推進担当の男性職
員(33)＝県から出向＝

が、文化財保護法に基づ
く国史跡指定の際に必要
な地権者の同意書十七通
を偽造していたと発表し

市によると、この職員
は昨年七月から今年十一
月までの間、候補地の一
部となる淨光明寺や仮経
坂など、三史跡の範囲を

拡大する追加指定の作業
に携わり、地権者から同
意書を集めている。

浜財務事務所が問い合わせ
せるまで、市は偽造に気
が付かなかつたという。

同市は市内に世界遺
産候補地を抱え、二〇一
〇年度の登録を目指して

おり、候補地の史跡指定
は事前に必要な手続き。
同意書を紛失したり、提
出期限までに得られなか
った場合などに、偽造し

たりパソコンで自作し
た印影を文書に張り付け
るなどして偽造。一部は
申請書に添付され、県を
通じ文化庁に提出されて
いたという。鎌倉署も
有印公文書偽造・同行使
いたという。偽造された

職員は、カラーコピー
市、県と連携し「武家の
古都」をコンセプトとす
る世界遺産登録への動き
を進めていた。世界遺産
候補は鶴岡八幡宮や大仏
など二十四カ所。現在、